

(別紙2)

地域レジリエンス推進事業の協定書項目案

(行政財産の使用許可)

- ・事業者は、本事業の実施に当たり、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、行政財産の使用許可（本事業期間が最長の使用許可期間を超える場合の期間更新を含む。）を受けなければならない。

(本件設備の帰属と本事業に係る経費負担)

- ・県と事業者とは、本件設備は本件建物に付合することのない独立の動産であることを確認し、本件設備の所有権が事業者に帰属し続けることを確認する。
- ・発電設備の設計、材料、工事、維持管理、撤去、公租公課及び各種手続き等本事業に係る一切の費用は、事業者が負担するものとする。

(県及びその他第三者への損害)

- ・事業者が、本発電事業に係る事故等事業者の責により県及びその他第三者に影響を与えた場合には、事業者がその損害を賠償する義務を負わなければならない。
- ・事業者は、前項の事故等に備え、損害保険等に加入しなければならない。

(防水工事や補修工事への対応)

- ・事業者は、本件設備を設置するときには必要な防水施工を行わなければならない。
- ・県が本件建物において将来防水工事や補修工事を実施する際には、この工事の支障とならないように事業者の責任と負担において本件設備を移動する等の措置を行わなければならない。
- ・本件設備の設置に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任において速やかに修理対応しなければならない。ただし、本件設備に起因するものか本件建物の老朽化等に起因するものか不明な場合は、県及び事業者が協議し対応を決定することとする。
- ・本事業の期間中に、本事業実施場所において県が工事を行う場合、県は、本事業の影響について配慮し実施時期や期間、方法等について事業者の意見を尊重し決定する。事業者はこれに協力しなくてはならない。

(事業計画書の作成)

- ・事業者は、設置工事に着手するまでに本件設備の設置・運営に係る事業計画書を作成、県の承認を得なければならない。
- ・事業者は、やむを得ない事由により事業計画書等の内容を変更しようとする場合は、県の承認を得なければならない。

(天災等による被害)

- ・天災その他やむを得ない事情により本件設備が使用できなくなった場合に生じた損害について、県は一切の責任を負わない。
- ・本件設備の故障や劣化、気象の変動による日射量の減少や日射時間が想定を下回った場合などのリスクについては、事業者が負わなければならない。

(管理責任)

- ・事業者は、設置工事に着手するまでに本事業期間中の太陽光発電設備管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、本事業で設置した設備の管理を責任をもって行わなければならない。
- ・事業者は管理責任者を選任又は変更した場合は、7日以内に本件建物の管理者（各高等学校長）に報告しなければならない。
- ・本事業に係る事業者の管理責任に係る事故などが発生した場合は、事業者の責任において処理しなければならない。この場合において、事業者は事故等の内容を県に報告しなければならない。

い。

- ・ 県の責により本事業に係る事故などが発生した場合は、県の責任において処理しなければならない。この場合において、県は事故等の内容を事業者に報告しなければならない。

(県の事業との調整)

- ・ 事業者は、工事、点検及び修繕などの作業を実施する場合は、県の事業に影響がないように事前に協議して行わなければならない。

(譲渡制限)

- ・ 県及び事業者は、本協定に別段の定めがある場合を除き、相手方の事前の書面による同意を得ない限り、本協定に定める権利、義務、その他の一切の法的地位に関し、第三者に対して、譲渡、担保提供その他の処分をしてはならない。

(有効期間の終了時の本件設備の扱い)

- ・ 本協定の有効期間は、本協定締結日から〇年〇月〇日まで（設備設置から20年間）とする。
- ・ 本協定の目的と本件設備が優れた公共性を有したものであることに鑑み、県と事業者とが本協定の有効期間満了時まで協議し本件設備の取り扱いについて次の各号のいずれかとする旨を合意したときは、新たな有効期間による協定を締結するものとする。
  - (1) 事業者による太陽光発電事業の継続
  - (2) 第三者への本件設備の譲渡による太陽光発電事業の継続
  - (3) そのほか本事業の目的に沿った措置
- ・ また、本件設備は、本事業の期間終了後、事業者の負担と責任において撤去し、事業者は行政財産使用許可満了日（前項の規定に関連し新たに使用許可を得た場合はその使用許可の満了日）までに現状に復して使用部分を県に返還するものとする。